

北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例施行規則

令和7年1月21日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例(令和6年北広島市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間等)

第2条 北広島市ゲートパーク(駅西口広場)(以下「広場」という。)において条例第4条第1項各号に掲げる行為をすることができる時間(以下「使用時間」という。)は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 広場において条例第4条第1項各号に掲げる行為をすることができる期間(以下「使用期間」という。)は、5月1日から11月30日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、広場の全ての区画を使用する場合にあっては使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。)の30日前までに、それ以外の場合にあっては使用日の10日前までに、申請書(別記1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、広場の全ての区画を使用する場合にあっては使用日の4月前の日の属する月の初日(その日が北広島市の休日を定める条例(平成3年広島町条例第1号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い日で当該休日でない日。以下同じ。)、それ以外の場合にあっては使用日の3月前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第4条 市長は、使用許可をしたときは、申請者に対し使用許可書(別記第2号様式)を交付するものとする。

2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、広場の使用の際に使用許可書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用期間の制限)

第5条 広場は、引き続き3日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の中止等)

第6条 使用者は、広場の使用を中止しようとするときは、速やかに市長に申し出なければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の

許可を受けなければならない。この場合において、当該変更により既に納付した使用料に不足が生じるときは、これを納付しなければならない。

(使用料の後納)

第7条 条例第8条第2項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、申請書にその旨を記載し、市長の許可を受けなければならない。

2 使用料の後納の許可を受けた使用者が広場の使用を中止したとき(当該使用の中止が第9条第2項各号に掲げる場合に該当するときを除く。)は、当該後納の許可を受けた使用料の額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその旨を記載し、市長の許可を受けなければならない。

2 条例第9条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 市が主催又は共催する事業に使用するとき 免除

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)が全市的行事に使用するとき 免除

(3) 使用者が次に掲げる者であるとき 免除

ア ボランティア活動を行うことを目的とする団体であつて当該活動が市の社会福祉の振興に重要な意義を有すると市長が認めるもの

イ 次に掲げる者により構成される団体

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(ウ) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者

ウ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会

(4) 使用者が次に掲げる者であるとき 5割減額

ア 次に掲げる者により構成される団体

(ア) 小学校就学の始期に達するまでの者

(イ) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者

(ウ) 特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童又は生徒

イ 市内の社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体

ウ 自治会、町内会又はこれらの連合団体

エ 市内の特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

オ 市の学校教育の振興に寄与すると市長が認める団体

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認めたとき 市長が決定した額
(使用料の還付)

第9条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用
取消申出・還付申請書にその旨を記載し、市長の許可を受けなければならない。

2 条例第10条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合
の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき 使用
料の全額

(2) 使用日の15日前までに使用の中止を申し出たとき(前号に掲げるときを除
く。) 使用料の全額

(特別な設備等の許可申請)

第10条 条例第11条第1項の規定により特別な設備の設置又は特殊物件の搬入の許可
を受けようとする者は、申請書にその旨を記載しなければならない。

(遵守事項)

第11条 広場においては、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなけれ
ばならない。

(1) 喫煙をしないこと。

(2) 広場を損傷し、又は汚損しないこと。

(3) 火災、爆発その他の危険を生じおそれのある行為をしないこと。

(4) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる行為をしないこ
と。

(5) ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させる行為をしないこと。

(6) 樹木を伐採し、又は植物を採取しないこと。

(7) 許可なく広告宣伝物等の掲示若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しな
いこと。

(8) その他管理者の指示に従うこと。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第15条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合にあって
は、第2条から第6条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。こ
の場合において、第2条第1項ただし書の規定により使用時間を変更するとき、又は
同条第2項の規定により使用期間を変更するとき、若しくは臨時に休場日を設ける
ときは、市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から
施行する。

(準備行為)

- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行前において行われる使用許可等の手続その他広場を供用するために必要な準備行為については、この規則に規定する手続の例による。